岩手大学放射線障害予防規程

平成 1 6 年 4 月 1 日 制 定 令和 5 年 9 月 2 6 日 最終改正

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、「放射性同位元素等の規制に関する法律」(昭和32年法律第167号。 以下「RI規制法」という。)第21条第1項の規定に基づき、岩手大学における放射性同位 元素及び放射性同位元素によって汚染された物並びに放射性同位元素装備機器(以下「放射 性同位元素等」という。)の取扱い及び管理に関する事項を定めることにより、放射線障害の 発生を防止し、学内及び公共の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「放射性同位元素」、「管理区域」その他の用語の定義は、この規程 で定めるもののほかはRI規制法の定めるところによる。

(適用範囲)

- 第3条 この規程は、岩手大学において、放射性同位元素等の取扱いに従事する者又は管理区域に立ち入る者に適用する。ただし、第10条、第11条、第17条、第25条、第26条、第27条、第28条並びに第36条の規定は、岩手大学以外において、放射性同位元素等の取扱い及び放射線を発生する施設での業務に従事する岩手大学の職員及び学生(以下「学外で従事する者」という。)についても適用する。
- 2 岩手大学において放射性同位元素等を使用する施設(以下「施設等」という。)は、R I 総合実験センター(以下「センター」という。)とする。

第2章 組織及び職務

(安全管理組織)

第4条 放射性同位元素等の取扱い及び安全管理に従事する者に関する組織は、別図1のとおりとする。

(学長の職務)

第5条 学長は、放射線障害の防止に関する業務を統轄する。

(放射線取扱主任者等)

- 第6条 放射線障害の発生を防止するために必要な指導監督を行わせるため、本学に放射線取 扱主任者(以下「主任者」という。)を置く。
- 2 学長は、第1種放射線取扱主任者免状を有する者の中から、主任者を選任する。
- 3 学長は、主任者を選任し又は解任したときは、30日以内に原子力規制委員会に届出なければならない。
- 4 学長は、主任者が出張、疾病その他の事由によりその職務を行うことができない場合には、 第2項の規定に準じて主任者の代理者(以下「代理者」という。)を選任し、その職務を代行 させなければならない。

- 5 学長は、代理者を選任し又は解任したときは、30日以内に原子力規制委員会に届出なければならない。ただし、主任者がその職務を行うことができない期間が30日を超えない場合は、この限りではない。
- 6 学長は、選任されている主任者に対してRI規制法令で定められた期間ごとに登録定期講習機関の行う定期講習を受けさせなければならない。主任者選任日から1年以内(ただし、主任者選任日の前1年に受講した者は、その受講日の翌年度の開始日から3年以内)、その後は当該受講日の翌年度の開始日から3年を超えない期間ごとに定期講習を受けさせるものとする。
- 第7条 主任者は、放射線障害の発生の防止に係る監督及び指導に関し、次に掲げる職務を行う。
 - 一 この規程の改廃への参画
 - 二 放射線障害防止上重要な計画作成への参画
 - 三 RI規制法令に基づく申請、届出及び報告の審査
 - 四 立入検査等の立合い
 - 五 異常及び事故の原因調査への参画
 - 六 学長に対する意見具申
 - 七 使用状況等、施設等、帳簿及び書類等の監査
 - 八 放射性同位元素の使用、保管及び廃棄等の取扱いについての指導監督
 - 九 その他放射線障害の防止に関する必要事項
- 2 学長は、放射線障害の防止に関する主任者の意見を尊重しなければならない。

(放射線安全委員会)

- 第8条 放射線障害の発生の防止に関して必要な次に掲げる事項の企画、調査及び審議は、岩 手大学放射線安全委員会(以下「委員会」という。)が行う。
 - 一 放射線施設及び当該管理区域の設置及び改廃に関する事項
 - 二 この規程の改廃に関する事項
 - 三 主任者の選任に関する事項
 - 四 業務従事者の登録、教育及び訓練、被ばく管理並びに健康管理に関する事項
 - 五 事故等の原因調査及び対策の立案
 - 六 その他放射線障害発生の防止に関する事項
- 2 委員会の委員、委員長等の選出は別に定める岩手大学放射線安全委員会規則による。

(施設等管理者)

第9条 第3条第2項の長(RI総合実験センター長、以下「センター長」という。)は、当該施設における放射性同位元素等の管理、その他放射線障害の防止に関し必要な業務を行う。

(業務従事者等)

- 第10条 放射性同位元素等を取り扱おうとする者(学外で従事する者を含む)は、センター 長を経由して所定の登録申請書を委員会に提出しなければならない。
- 2 学生が前項の申請を行う場合には、あらかじめ指導教員の承認を受けなければならない。
- 3 委員会は、第1項の申請があったときは、教育及び訓練の受講状況及び健康診断の結果より、業務に適する者を業務従事者として登録する。
- 4 前項の登録の有効期間は、登録した日の属する年度の末日までとする。
- 第11条 業務従事者は、RI規制法及びこの規程を遵守するとともに、主任者又はセンター

長が放射線障害を防止するために行う指示又は命令に従わなければならない。

(一時立入者)

- 第12条 見学等のため一時的に管理区域に立ち入る者(以下「一時立入者」という。)は、次 の事項を遵守しなければならない。
 - 一 あらかじめセンター長の許可を受け、放射線障害の防止に関し必要な教育及び訓練を受けること。
 - 二 管理区域内では個人線量計を着用し、指定された作業衣等を着用すること。
 - 三 センター長の許可を得た物品以外は持ち込まないこと。
 - 四 放射性同位元素等の取扱いをしないこと。
 - 五 主任者又はセンター長が放射線障害を防止するために行う指示又は命令に従うこと。

第3章 放射線施設の維持・管理及び点検

(施設等の維持・管理及び点検)

- 第13条 センター長は、センターの維持・管理及び点検に関し、次に掲げる職務を行う。
 - 一 別表1に掲げる項目について、定期的な巡視・点検、記録及びその保存
 - 二 その他センターの維持・管理に関する必要事項
- 2 センター長は、前項の巡視・点検の結果異常を認めたときは、直ちに主任者に通報するとともに、修理等必要な措置を講じなければならない。

(放射線施設の新設・改廃等)

- 第14条 放射線施設等を新設又は改廃しようとするときは、あらかじめ、センター長(新設の場合にあっては当該施設を管理運営する者)は、委員会の承認を得なければならない。
- 2 センター長 (新設の場合にあっては当該施設を管理運営する者) は、前項の新設又は改廃が完成し、又は完了したときは、その旨を委員会に通知しなければならない。

(管理区域等)

- 第15条 センター長は、センター及びその管理区域の境界について、RI規制法令等で定めるところにより標識を付け、人がみだりに立入らないように区画しなければならない。
- 2 業務従事者として登録されていない者は、管理区域に立ち入ってはならない。ただし、一 時立入者としてセンター長の許可を受けた者はこの限りではない。
- 第16条 センター長は、管理区域出入り口付近の目につきやすい場所に、放射線障害の防止 に必要な注意事項を掲示しなければならない。

第4章 使用、保管、運搬及び廃棄

(放射性同位元素の使用申請等)

- 第17条 業務従事者のうちセンターを使用する者は、放射性同位元素の取扱いを開始する前に、使用責任者、使用核種、使用数量、使用目的、使用方法等を記載した放射性同位元素使用申請書をセンター長に提出して、その承認を受けなければならない。学外で従事する者は、センター長を経由して委員会に学外施設における放射線業務従事届を提出するものとする。
- 2 前項の使用責任者は、当該実験に対して責任を持ち、共同研究者を指導できる者であって 本学の教員とする。
- 3 使用責任者は、第1項の規定により承認を得た事項を変更しようとする場合は、センター

長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(管理区域における遵守事項)

- 第18条 管理区域に立ち入る場合は次に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - 一 管理区域に立ち入る場合は、必ず専用の作業衣、履き物等を着用し、これらを着用した ままみだりに退出しないこと。
 - 二 管理区域内では、ガラスバッジ、ポケット線量計等の放射線測定器のいずれか1つ以上 を装着すること。
 - 三 管理区域内において、飲食、喫煙等放射性同位元素を体内に摂取するおそれのある行為 を行わないこと。
 - 四 管理区域から退出するときは、汚染検査室において身体及び持ち出す器具等の表面汚染の有無を検査し、表面密度が表面密度限度の10分の1以下であることを確認してから退出すること。
 - 五 身体又は器具等の表面が汚染した場合は、洗浄、拭払等の処置を施して除去すること。 除去することが困難な場合は、センター長に申し出てその指示を受けること。

(放射性同位元素の使用)

- 第19条 放射性同位元素は、岩手大学が許可を受けた種類及び数量を超えて使用してはならない。
- 2 放射性同位元素は、岩手大学が許可を受けた種類及び数量を超えて購入し、又は譲渡を受けてはならない。
- 第20条 密封されていない放射性同位元素を使用する場合は、必ず作業室内で取り扱うこと とし、次に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - 一 使用目的に応じて事前に使用方法を十分検討し、汚染等の発生するおそれの最も少ない 方法を採用すること。
 - 二 放射性同位元素の取扱いの経験の少ない者は、経験の多い者とともに作業を行うこと。
 - 三 入室時及び退室時に、作業記録に所要事項を記入すること。
 - 四 放射性同位元素による汚染及び汚染の広がりを防止するため、次により取り扱うこと。
 - イ 作業室に立ち入る場合は、必要に応じて専用の履き物、保護具等を着用すること。
 - ロ 作業室は、常に整理整頓し、必要以外の測定器、器具類等を持ち込まないこと。
 - ハ 作業台には、ビニールシート、広巾ろ紙等により適当な表面被覆を行うこと。
 - ニ 取扱いに当たっては、原則としてゴム手袋を使用すること。
 - ホ 放射性同位元素を含む液にピペット又は類似の器具を用いる場合は、口で吸わないこと。
 - へ 放射性同位元素を空中に飛散させないこと。やむを得ず飛散するおそれのある作業を 行う場合は、グローブボックス又はフードを使用し、作業室内の空気中の放射性同位元 素の濃度が空気中濃度限度以下となるようにすること。
 - ト 作業中は、手、作業衣、作業台等の汚染の有無を随時検査し、汚染を発見したときは、 直ちに除去、脱衣等の処置を採ること。汚染を除去することが困難な場合は、センター 長に申し出てその指示を受けること。
 - チ 液体状の放射性同位元素を多量にこぼしたとき、放射性同位元素を体内に摂取した場合、その他放射線障害を受けるおそれのある不測の事故が発生したときは、直ちにセンター長に申し出てその指示を受けること。
 - 五 放射性同位元素を使用するときは、必要に応じて遮蔽物を用い、短時間の作業であって もその使用を省略しないこと。

六 作業が終了したときは速やかに後始末を行い、作業場所等が汚染していないことを確認 した後、作業室から退出すること。

(放射性同位元素の保管)

- 第21条 放射性同位元素の保管は、次に掲げる基準に従って行わなければならない。
 - 一 放射性同位元素の保管は貯蔵室で行うこと。
 - 二 貯蔵室には、その貯蔵能力を超えて放射性同位元素を貯蔵しないこと。
 - 三 貯蔵室のとびらは、錠その他の閉鎖のための設備又は器具を設けることにより必ず閉鎖 し、放射性同位元素の盗難を予防すること。
 - 四 放射性同位元素は破損等の事故が生ずるおそれのない容器に入れ、必ず所定の標識を付けると共に、放射性同位元素の種類及び数量を明示すること。
 - 五 液体状の放射性同位元素を入れる容器は、液体がこぼれにくい構造であり、かつ、液体 が浸透しにくい材料のものを用いること。
 - 六 放射性同位元素を入れた容器で、き裂、破損等の事故の生ずるおそれのあるものには、 受け皿、その他の器具を用いることにより、汚染の広がりを防止すること。
 - 七 放射性同位元素は、使用の都度貯蔵室から出し、その日の作業が終了したときは、必ず 貯蔵室に保管すること。ただし、必要がある場合はセンター長の許可を得て、貯蔵施設に 保管しないで、使用を継続することができる。この場合、使用中の放射性同位元素の種類 及び数量を明示した標識を使用している場所に掲示し、他の業務従事者に注意を促すもの とする。

(放射性同位元素等の運搬)

- 第22条 放射性同位元素等を管理区域内で運搬する場合は、密封性の容器に入れ、かつ、容器が破損しない措置等を講じて、通路等を汚染することのないように行わなければならない
- 2 原則として放射性同位元素等は管理区域外において運搬してはならない。止むを得ず管理 区域外において運搬しようとする場合は、あらかじめセンター長を経て主任者に届け出て、 その指示を受けなければならない。

(放射性同位元素等の廃棄)

- 第23条 放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染された物を廃棄する場合は、次のように区分して処理を行い、気体状の放射性廃棄物を除いて廃棄物保管室に保管しなければならない。
 - 一 気体状の放射性廃棄物

気体状のものは、酸、アルカリ等に吸収できるものについては、できるだけ固体又は液体にして所定の容器に収納して保管廃棄し、それ以外のものは、排気設備により濃度限度以下にして排気すること。

二 液体状の放射性廃棄物

液体状のものは、できる限り固体状に変化させて処理すること。無機液体は、原液及び一次洗浄水、二次洗浄水までを所定の容器に収納して保管廃棄し、それ以外の廃液は、排水設備により濃度限度以下にして排水すること。有機液体は、所定の容器に収納して保管廃棄すること。

三 固体状の放射性廃棄物

固体状のものは乾燥状態とし、可燃物、難燃物、不燃物又は非圧縮性不燃物に区分して所 定の容器に収納し、保管廃棄すること。

四 動物性廃棄物 (動物の死体、その部位、排せつ物及び敷藁等)

動物性のものは、腐敗のおそれのない状態まで乾燥器で十分乾燥し、所定の容器に収納して保管廃棄すること。乾燥処理前の動物性廃棄物は、凍結により一時保管することができる。

- 2 放射性廃棄物を保管廃棄したときは、作業記録に廃棄核種、廃棄数量及び廃棄物質名を記入し、センター長に届け出ること。
- 3 放射性廃棄物を収納した容器は、放射性廃棄物処理機関(以下「処理機関」という。)に廃棄を依頼する。ただし、処理機関が引き取らない放射性廃棄物は、センターで保管廃棄しなければならない。

第5章 測定

(施設の測定)

- 第24条 センター長は、当該施設について放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況 を別表2に掲げる基準に従って測定・評価し、記録しなければならない。
- 2 前項の記録は、5年間保存しなければならない。
- 3 放射線の量の測定は、原則として1センチメートル線量当量について行うこととする。
- 4 前項の規定にかかわらず放射線測定器を用いて測定することが著しく困難な場合には、計算によってこれらの値を算出することができる。

(個人被ばく線量の測定)

- 第25条 センター長は、業務従事者及び一時立入者に適切な放射線測定器を着用させ、次の 各号に従い個人被ばく線量を測定させなければならない。
 - 一 測定は、管理区域に立ち入っている間継続して行うこと。
 - 二 測定は、男子にあっては胸部、女子にあっては腹部について行うこととする。ただし不 均等被ばくや局部被ばくが予想される場合には、その部位についても行うこととする。
 - 三 放射性同位元素を誤って摂取した場合又はそのおそれのある場合は、内部被ばくについても測定を行うこと。
- 2 センター長は、前項の個人被ばく線量の測定結果から、4月1日、7月1日、10月1日 及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間、並びに本人の申し出等 により妊娠の事実を知ることとなった女子にあっては出産までの間毎月1日を始期とする 1月間について、当該期間ごとに実効線量及び等価線量の算定を行わなければならない。
- 3 センター長は、前項による測定又は算定の結果を主任者に報告するとともに、記録の写し をその都度業務従事者に交付しなければならない。
- 4 センター長は、第3項の算定の結果当該年度の実効線量が20ミリシーベルトを超えた場合は、当該1年間以降は、平成13年4月1日以降5年ごとに区分した各5年間の累積実効線量を集計し、記録しなければならない。
- 5 主任者は、測定結果等が線量限度を超える恐れのある場合は、当該業務従事者に対し、放射性同位元素の取扱いの制限又は中止を命じなければならない。
- 6 主任者は、測定結果等が線量限度を超えた場合は、速やかに学長に報告し、学長は当該業 務従事者に健康診断を受診させなければならない。

第6章 教育訓練、健康診断

(教育訓練)

第26条 学長は、業務従事者及び初めて業務従事者として登録しようとする者に対してこの 規程の周知等を図るほか、放射線障害の発生を防止するために必要な教育及び訓練を行わな ければならない。ただし、放射線取扱主任者等放射性同位元素の取扱い及び放射線障害の防止に関し、十分な知識及び技能を有していると委員会が認めた者に対しては、教育及び訓練の一部又は全部を省略することができる。

- 2 教育及び訓練は委員会が実施し、実施時期は以下のとおりとする。
 - 一 業務従事者として初めて登録する前
 - 二 業務従事者として登録した後にあっては、登録後、前回の受講日の属する年度の翌年度 の開始日から1年以内
- 3 教育及び訓練の項目及び時間数は委員会が決定し、以下の項目について別表3に定める時間数のとおりとする。
 - 一 放射線の人体に与える影響
 - 二 放射線同位元素等の安全取扱
 - 三 放射線障害防止に関する法令及び放射線障害予防規程
 - 四 その他放射線障害防止に関して必要な事項
- 4 教育及び訓練(一時立入者に対する教育及び訓練を除く。)の実施年月日及び実施項目並び に当該教育及び訓練を受けた者の氏名を記録し、年度ごとに帳簿を閉鎖した後5年間保存し なければならない。
- 5 一時立入者に対する教育及び訓練は、放射線障害が発生することを防止するために必要な 事項について、センター長が行う。

(健康診断等)

- 第27条 学長は、業務従事者及び初めて業務従事者として登録しようとする者に対して健康 診断を行わなければならない。
- 2 健康診断の実施は、保健管理センターが行い、その結果を委員会に通知する。
- 3 健康診断は、業務従事者として登録する前及び業務従事者として登録した後にあっては1 年を超えない期間ごとに実施する。
- 4 前項の規定にかかわらず、業務従事者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、 その者につき健康診断を行わなければならない。
 - 一 放射性同位元素を誤って摂取した場合
 - 二 放射性同位元素により表面密度限度を超えて皮膚が汚染され、その汚染を容易に除去す ることができない場合
 - 三 放射性同位元素により皮膚の創傷面が汚染され、又は汚染されたおそれのある場合
 - 四 実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくし、又は被ばくしたおそれのある場合
- 5 健康診断は、問診及び検査又は検診とする。
- 6 問診は、放射線の被ばく歴及びその状況について行うものとする。
- 7 検査又は検診は、次の部位及び項目について行うものとする。ただし、次に掲げる部位又は項目(初めて管理区域に立ち入る前の健康診断にあっては、第1号及び第2号の部位又は項目を除く。)については、医師が必要と認める場合に限る。
 - 一 末しょう血液中の血色素量又はヘマトクリット値、赤血球数、白血球数及び白血球百分 率
 - 二皮膚
 - 三眼
- 8 委員会は、次の事項に従い健康診断の結果を記録し、永久に保存するとともに、健康診断 を受けた者に、その都度記録の写しを交付しなければならない。
 - 一 実施年月日
 - 二 対象者の氏名

- 三 健康診断を実施した医師名
- 四 健康診断の結果
- 五 健康診断の結果に基づいて講じた措置
- 第28条 委員会は、放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいた場合には、速やかに学長に報告するとともに、医師の意見に基づき、管理区域への立入制限等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 学長は、放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対して保健上の必要な措置を 講じなければならない。

第7章 記帳及び保存

(記帳及び保存)

- 第29条 センター長は、帳簿を備え、次に掲げる事項について記載しなければならない。
 - 一 使用に係る放射性同位元素の種類及び数量、使用の年月日、目的、方法及び場所並びに 使用に従事する者の氏名
 - 二 保管に係る放射性同位元素の種類及び数量、保管の期間、方法及び場所並びに保管に従 事する者の氏名
 - 三 事業所外及び管理区域外における運搬に係る放射性同位元素の種類及び数量、運搬の年 月日、運搬の方法並びに荷受人又は荷送人、運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の 氏名若しくは名称
 - 四 廃棄に係る放射性同位元素等の種類及び数量、廃棄の年月日、方法及び場所、廃棄に従事する者の氏名
 - 五 受入れ及び払出しに係る放射線同位元素の種類及び数量並びに受入れ及び払出しの年 月日及びその相手方の氏名又は名称
 - 六 放射線施設の点検の実施年月日、結果及びこれに伴う措置の内容並びに点検を行った者 の氏名
 - 七 放射線測定器の点検又は校正の年月日、種類及び型式、方法、結果及びこれに伴う措置 の内容並びに点検又は校正を行った者の氏名。放射線測定器の種類等は別に定める。
- 2 前項の帳簿は毎年3月31日又は施設の廃止を行う場合は廃止日に閉鎖し、閉鎖後5年間保存しなければならない。

第8章 事故、災害時及び危険時の措置

(事故届)

- 第30条 業務従事者は、放射性同位元素等の盗難、所在不明その他の事故が生じた場合には、 直ちにセンター長に届け出なければならない。
- 2 センター長は、前項の事態が生じた時は、その旨を遅滞なく警察に届け出るとともに、学 長及び主任者に報告しなければならない。
- 3 委員会は、事故の原因を調査し、必要な対策を講じなければならない。

(地震等の災害時における措置)

- 第31条 センター長は、震度5以上の地震、火災その他の災害が発生した場合には直ちに別表4に掲げる項目について点検を行い、その結果を主任者に報告しなければならない。
- 2 前項に定める点検により、施設等に異状が認められたときは、修理を行う等必要な措置をとるものとする。

(危険時における措置)

- 第32条 地震、火災等の災害により放射線障害が発生する恐れのある事態を発見した者は、 別図2に従い、直ちにその旨をセンター長に届け出なければならない。
- 2 センター長は、前項の事態が生じたときは、直ちにその旨を警察に届け出ると共に、学長及び主任者に報告しなければならない。
- 3 第1項の事態を発見した者、センター長及び主任者は、次に定めるところにより応急の措 置を行わなければならない。
 - 一 施設等に火災が起こり又はこれに延焼するおそれのあるときは、消火又は延焼の防止に 努めると共に、直ちにその旨を消防署に届け出ること。
 - 二 放射線障害を防止するために必要のある場合は、管理区域の内部にいる者に避難するよう勧告すること。
 - 三 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいる場合は、速やかに救出し、避難 させること。
 - 四 放射性同位元素による汚染が生じた場合には、その拡大を防止し及び除去すること。
 - 五 放射性同位元素を他の場所に移す余裕がある場合は、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には、縄を張り、又は標識等を設け、かつ、見張人をつけることにより、関係者以外の立ち入りを禁止すること。
 - 六 その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずること。
- 4 学長は、放射性同位元素の所在場所をあらかじめ所轄の消防署に通知し、消火対策について協議しなければならない。
- 5 学長は、第1項の事態につきその原因を調査し、必要な対策を講じなければならない。

第9章 情報提供

- 第33条 事故等の報告を要する放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合には、センター長は学長に報告した上で、研究・地域連携課を通じて大学ホームページに次項に定める事故の状況及び被害の程度等を掲載することにより公衆及び報道機関へ情報提供するとともに、外部からの問合せに対応するため、研究・地域連携課に問合せ窓口を設置するものとする。
- 2 発生した事故の状況及び被害の程度等に関しては外部に提供する内容(以下「情報提供内容」という。)は、次の各号に掲げる事項とする。
 - 一 事故の発生日時及び発生した場所
 - 二 汚染状況等による事業所外への影響
 - 三 事故の発生した場所において取り扱っている放射性同位元素等の種類、性状及び装置
 - 四 応急措置の内容
 - 五 放射線測定器による放射線量の測定結果
 - 六 事故の原因及び再発防止策
- 3 センター長は情報提供内容について、委員会の協議を経て決定する。

第10章 雜 則

(事故等の報告)

- 第34条 学長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する措置を10日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。
 - 一 放射性同位元素の盗難又は所在不明が生じたとき。

- 二 放射性同位元素等が異常に漏洩したとき。
- 三 実効線量限度又は等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。
- 四 その他放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいるとき。

(放射線管理状況報告書の提出)

第35条 学長は毎年4月1日からその翌年の3月31日までの期間について、放射線管理状況報告書を作成し、所定の期日までに原子力規制委員会に提出しなければならない。

(使用停止等の措置)

- 第36条 センター長又は主任者は、業務従事者がこの規定に違反したときは、使用を一時停止させ、登録の取消等の必要な措置を委員会に要請することができる。
- 2 委員会は、前項の要請があった場合は、審査の上、必要な措置を講じなければならない。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成17年6月23日から施行し、平成17年6月1日から適用する。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年11月18日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

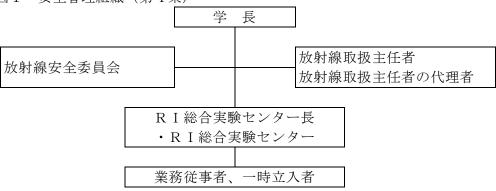
附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

別図1 安全管理組織(第4条)



別図2 災害時の連絡通報体制 (第32条)



別表1 センターの巡視・点検(第13条)

区 分	点横項目	点検頻度
施設全般	・周囲の状況	2回/年
	・空気調和等設備機器の状況	2回/年
	・電源設備、警報設備等	1回/月
	・標識の状況(全ての標識・注意事項等	1回/月
管理区域全般	・区画及び閉鎖設備	1回/月
	・床、壁、天井等の状況	1回/月
	・線量及び表面汚染の状況	1回/月
	・洗浄設備	1回/月
汚染検査室	・更衣設備	1回/月
	・除染器材	1回/月
	・放射線測定器	1回/月
	・作業環境の状況	1回/月
作業室	・室内の空気の流れ	1回/月
	・フード、グローブボックス等の状況	1回/月
貯 蔵 室	・遮へい物の状況	1回/6月
	・放射性同位元素保管量	1回/6月
保管廃棄設備	・保管廃棄容器	1回/6月
	・保管の状況	1回/6月
排気設備	・フィルタ差圧測定	1回/月
	・排風機等の状況	1回/月
	・排気ダクト、排気口の状況	1回/月

排水設備	・排水浄化装置の状況	1回/月
	・排水管等の状況	1 回/月

別表2 測定(第24条)

項目	測定場所	期間
放射線の量	・使用施設・貯蔵施設・廃棄施設・管理区域の境界・事業所等内において人が居住する区域・事業所等の境界	1月を超えない期間ごと
放射性同位 元素による 汚染の状況	・作業室 ・汚染検査室 ・管理区域の境界	1月を超えない期間ごと
	・排気設備の排気口・排水設備の排水口・排気監視設備のある場所・排水監視設備のある場所	排出の都度

別表3 教育及び訓練の項目及び時間(第26条)

項目区分	初めて業務従事 登録をする者
放射線の人体に与える影響	3 0 分以上
放射性同位元素等の安全取扱	1 時間以上
放射線障害の防止に関する法令及び 岩手大学放射線障害予防規程	3 0 分以上

別表4 災害時の実験室の点検(第31条)

区分	点 検 項 目
	・周囲の状況
施設全般	・空気調和設備等の状況
	・電源設備、警報設備等の状況
管理区域全般	・区画及び閉鎖設備
	・床、壁及び天井等の状況
汚染検査室	・洗浄設備、更衣設備等の状況
/ 分 柴 快	・除染器材、放射線測定器等の状況
作 業 室	・作業環境の状況
貯 蔵 設 備	・保管の状況
保管廃棄設備	

排 気 設 備	・排風機等の状況 ・排気ダクト及び排気口の状況
排 水 設 備	・排水浄化装置の状況
1分 /	・排水管等の状況